

平成25年度横浜市住居表示審議会会議録	
日 時	平成26年1月20日（月）午前9時00分～10時10分
開催場所	関内中央ビル5階 特別会議室
出席者	稲葉会長、岡野副会長、間部委員、小林委員、鈴木委員、伊東委員、津坂委員、持田委員、内山委員、日並委員
欠席者	横井委員、上田委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 会長・副会長の選任 2 泉区和泉町第三次地区における住居表示の実施について
決定事項	1 会長を稲葉委員、副会長を岡野委員とする。 2 泉区和泉町第三次地区における住居表示の実施案について了承する。
【事務局】	<p>1 会長・副会長の選任</p> <p>「横浜市住居表示審議会条例」第6条の規定に基づき、会長を稲葉委員、副会長を岡野委員とする。</p> <p>2 泉区和泉町第三次地区における住居表示の実施について</p> <p>【泉区和泉町 住居表示の概要（資料1）】</p> <p>1 選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉町は、横浜市最大の町面積で、住所が7900番台まであり、同番、飛番、欠番等により住所の混乱が著しい。 ・地域からの住居表示実施の要望を受け、平成22年度より検討を開始した。 <p>2 住居表示検討委員会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示の実施案をまとめるため、平成22年10月に検討委員会を設置した。検討委員は、連合自治会町内会の代表、地域の代表、日本郵便株式会社横浜泉郵便局・地方法務局戸塚出張所・泉警察署の代表の18名である。 <p>3 和泉町の住居表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉町は、市街化区域を中心に、対象地区を第一次地区から第六次地区までに分けて実施する。（別図1） ・対象面積は約1.8k㎡、世帯数は約16,000世帯である。（第一次・第二次地区を除く） ・平成24年に第一次地区を、平成25年に第二次地区を実施した。第二次地区の北側が今秋に実施予定の第三次地区であり、本日御審議いただく。新町名案は第三次地区から第六次地区までまとまっているが、第五次・第六次地区の新町界案については今後検討する。 <p>【泉区和泉町 第三次地区の概要（資料2）】</p> <p>1 実施地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積が0.615k㎡、事業所を含めた世帯概数は約2,800世帯である。 <p>2 検討経過について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三次地区の新町界・新町名案は、平成24年9月から平成25年12月までの

計8回にわたって検討を重ね、決定した。

- ・横浜市住居表示整備要綱の基づき、恒久的でわかりやすい道路を町界とする3つの町とした。
- ・第三次地区から第六次地区は、和泉町の中でも地域性にまとまりがあるため、一体的な検討を行うこととした。
- ・第三次地区から第六次地区の町名には「和泉中央」を用いて統一感をもたせることとした。
- ・地域にお住まいの方の御意見を反映させるために、町名と区域の分け方についてアンケートを行い、その結果を参考に、長後街道を境に南北に大きく2つに分けることとした。(別紙2・3)

また「丁目」は、横浜市住居表示整備要綱に基づき、最も横浜港に近い東側を起点とした。

- ・実施案をまとめるにあたり、現地調査を行ったほか、地域にお住まいの方への検討状況の周知に努めた。

平成25年4月に検討状況のお知らせのチラシを和泉町に全戸配付した(別紙2)。実施区域・新町界案検討にあたり現地調査を重ねた。平成25年7月～8月に町名アンケートを実施し(別紙3)、その結果をふまえ、平成25年9月開催の第19回検討委員会で新町界・新町名案をまとめた。平成25年11月に地元説明会を開催し(別紙4・5)、実施案等を説明した。平成25年12月開催の第20回検討委員会で第三次地区の検討を終了した。

3 実施までの流れ(予定)

- ・平成26年2月に案の公示、5月に市会への提案を行い、議決をいただければ、8月に実施の告示を行う。地域にお住まいの方へ手続に関する地元説明会、新住所の通知を経て、10月に住居表示を実施する。

以上が、和泉町の住居表示に関する概要説明です。本日は、第三次地区の実施案について御審議のほど、よろしくお願ひします。

【稲葉会長】

忌憚のない御意見又は御質問をお願いします。

【伊東委員】

確認ですが、第三次地区の実施は平成26年の実施ということでよろしいですか。

【事務局】

はい、来年度、平成26年の実施です。

【間部委員】

事務局に対して、資料づくりに関してお尋ねします。事前に会議資料を送っていただきましたが、その資料に資料番号がついていませんでした。また、資料中に「別紙○参照」「別図○参照」という文言が入っていない箇所があり、資料の内容に対応する別紙や別図がどれなのかが分かりづらかったです。事前に資料を読み込んでから会議に臨もうと思いましたが、チェックのしようがなく、委員に対

	<p>してとても不親切な資料づくりと言わざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。</p>
【事務局】	<p>御指摘のとおり、資料づくりに不行き届きがございまして、申し訳ございませんでした。御意見を踏まえまして、今後改めさせていただきます。</p>
【稲葉会長】	<p>事務局には、より一層きめ細やかな資料づくりを行い、委員に御提示いただきますようお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>はい、申し訳ございませんでした。</p>
【稲葉会長】	<p>その他はいかがですか。</p>
【鈴木委員】	<p>アンケート結果にもありますが、第三次地区から第六次地区を長後街道を境に大きく南北に分けるのですね。そうすると、第四次地区から第六次地区に関しても町名は「和泉中央南」「和泉中央北」と決まっています、あとはそれぞれに「丁目」がつくだけとなるのですか。</p>
【事務局】	<p>はい、おっしゃる通りです。</p>
【間部委員】	<p>住居表示に伴う新町名に関して、横浜市住居表示整備要綱に、由緒ある地名に関してはできるだけ配慮するようにとありますね。この地域には、かまくらみちという県道があり、これは鎌倉時代から伝わる道ではないでしょうか。検討委員会の委員には地域の代表者もいらっしゃるようですが、必ずしも、この地域にどのような由緒があるのかを熟知されているわけではないと思います。新町名案に「中央」という言葉が入っている理由に関して、この地域が和泉町の中央であるとか、統一感を持たせるためということですが、新町名の検討にあたって、由緒ある地名をとという視点で意見は出されたのでしょうか。</p>
【事務局】	<p>それに関しましては検討委員会において、和泉町を第一次地区から第六次地区まで住居表示を行うにあたり、漢字二文字で表す「和泉」という名称に地域の皆様は愛着をお持ちですので、新町名には「和泉」を用いるという方向性でまとまっておりました。ですので、この第三次地区から第六次地区は、「和泉」を基本に、和泉町の中心部に位置するということから、「和泉中央」とすることでまとまりました。</p>
【間部委員】	<p>新町名に「中央」とつくことへの異論は特にありませんでしたか。</p>
【事務局】	<p>広い地域ですので、色々な御意見は多少ございましたが、検討委員会において「和泉中央」で意見がまとまりました。</p>

<p>【間部委員】</p>	<p>西区の中央一・二丁目という町は住居表示によってできた町ですが、元々は扇田町など古くからの町名があったんです。「中央」というのは便利なのかもしれませんが、私も長く横浜におりますが、そうした人の目から見ますと、とても寂寥感を覚えるような住居表示の実施になってしまう気がします。</p> <p>今回の対象地区は、いわゆる新住民が多いのかもしれませんが、他方で、元々その地域に住んでいる方の声も大事にしていきたいと思います。ずっと残る町名なのですから、行政的には「中央」というのがいいのかもしれませんが、便利な言葉を安易に使用するのではなく、様々な意見を積み上げて決めていった方がいいと私は思います。これから市議会での審議もあるということですので、そこでの意見も十分耳を傾けて欲しいと思います。</p>
<p>【稲葉会長】</p>	<p>今の御意見は大変大事なことだと思います。都市とは歴史の上に繁栄するものですから、ぜひ御説明いただければ大変嬉しいです。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>「和泉中央」という新町名案は、これまで長くお住まいの方々に対しては、「和泉」という愛着のある部分を町名に残していこうというのが一点です。また、新住民も増えており、相鉄線の「いずみ中央駅」ができてからかなり年数が経っているため「いずみちゅうおう」という言葉自体も地域に浸透していること、その両方のバランスをとっています。</p>
<p>【稲葉会長】</p>	<p>この審議の本筋とは関係ないかもしれませんが、参考に郵便についてお伺いします。この実施案が承認されて実際に住居表示が実施されますと、郵便物を旧住所で送る方がいらっしゃると思いますが、その場合、実施からどのくらいの期間配達されるのでしょうか。</p>
<p>【内山委員】</p>	<p>可能な限り配達しますが、そうは言っても配達員にはアルバイトもいますので。基本的に転居届は一年間有効ですから、一年間に限っては必ず旧住所でも対応できるような体制をとっています。なぜ有効期間が一年かといいますと、一度年賀状を出せば、多くの方が住所を変更してくれますので、そうすると二年目からは旧住所での差出しが減るからです。ですので、それ以降は可能な限り配達しています。</p>
<p>【稲葉会長】</p>	<p>ありがとうございました。他にございますか。</p>
<p>【内山委員】</p>	<p>資料1の「2 住居表示検討委員会の設置について」の委員紹介部分で、「日本郵便株式会社横浜泉支店長」とありますが、昨年10月に会社が統合いたしまして、「支店」が全て「郵便局」となりましたので、「横浜泉郵便局長」となります。</p> <p>町名について、アンケート結果では、南北に分ける案と東西南北に分ける案の意見の差が少ないような気がします。郵便局としましては、一つの町名に対して一つの郵便番号を付けますので、そうした面では町名数が少ない方がいいのです</p>

が、案に対する意見の差があまりないことが気になりました。

【事務局】

実は、どちらの案も提案理由がもっともであるため、アンケートを行うまでの間、検討委員会においてもどちらが有力ということはありませんでした。また、元々、アンケート結果によって決定するのではなく、検討の参考資料として取り扱うこととしておりました。このため、2つの案の差が10%程度というアンケート結果を踏まえ、最終的にどのように決定するかという中で最も大きかった意見は、「町の境は分かりやすくすべき」というものでした。

第三次地区から第六次地区を4つに分ける場合、特に長後街道の北側に分ける道路が、町に分ける道路としては細く、分かりづらいという意見がありました。

【日並委員】

この道路は、現地調査も行いましたけれども、車が一台しか通れないくらいの細い道路なのです。また、細い分かれ道も何本かあるために、町の境となっている道路はどっちなのか分からなくなる部分もありまして、境界線としてはふさわしくないという意見が大半でした。第一次・第二次地区を小さい単位で実施しましたし、隣接する中田地区が東西南北で4つに分けられていますので、第三次地区から第六次地区も同様という案も当然考えられました。しかし、最終的には町に分けられるほどの道路ではなく、もし分けた場合、今後の生活上で不都合が生じるだろうという結論でした。

【内山委員】

我々の経験からしましても、東西南北という形で町がたくさん分かれていると、東西南北が抜けた宛名の郵便物が非常に多く寄せられ、結果として郵便物を配達できないといった事態が発生します。ですので、長後街道を境に大きく南北に分けていただく方が非常にありがたいです。最終的な実施案に対して、アンケートで東西南北4つに分ける案に投票した方々からの意見等が無かったのであれば、よろしいのではないかと思います。

【稲葉会長】

ありがとうございます。その他に御質問はありますか。

【小林委員】

町名につきまして、私からの補足と、質問が一点あります。

江戸時代の1800年代初頭に「新編相模国風土記稿」という地史が作られており、それによりますと、和泉村という村があり、それが住居表示実施以前の和泉町そのままの面積に相当することが書かれています。「和泉」という地名は、北条氏の資料に出てくるとありますので、江戸時代以前からある地名ということですから、歴史があるという意味では、住居表示による新町名に用いることは適切なのではないかと思います。

また、質問なのですが、アンケートを見ますと、長後街道を境に南北に分けた場合、それぞれ一丁目から六丁目くらいまで町ができる可能性があるとして書かれています。「横浜市住居表示整備要綱」には五丁目くらいにとどめるとありますが、地域の実情もあるかと思いますけれども、町数が増えることで御不便などはない

	<p>のでしょうか。</p> <p>【事務局】 実施基準としてそのような記載もあるのですが、地域の実情に合わせるということと、一町あたりの面積も同時に実施基準に定められておりました、それに基づいて町の境として分けやすい道路で区切っていきますと、この地域はおおよそ六丁目くらいになる予想です。このくらいの町数であれば、地域の皆様に御不便はないかと考えられます。</p> <p>【持田委員】 今のお話と関連して、今後さらに町を細分化する必要性は生じたりするのでしょうか。</p> <p>【事務局】 住所の分かりやすさ・探しやすさという視点から町面積の基準が設けられていますので、それに基づいて住居表示を実施した町をさらに分けたという事例はございません。</p> <p>【間部委員】 資料1の「1 選定理由」に、「同番、飛番及び欠番が多いなど、住所の混乱が著しい」とあります。持田委員にお尋ねしたいのですが、例えばどういった事例があるか、なぜそのような事象が起こるのかという点をお話いただけますか。分筆・合筆が行われた結果、飛番などが生じてくるということなのですか。</p> <p>【持田委員】 我々からしますと、まず和泉町の地番が7900番台までであることは、いかんともしがたいところです。また、合筆する際は若い方の番号に統一しますので、例えば1000番と2000番を合わせる場合は、合筆後の地番は1000番になります。それから、例えば1番という大きな土地を100戸に分譲すると、1-1から1-100まで枝番が付き、しかも分筆された順番によって地番を付けますので、地番が整然と並ばない場合もあります。</p> <p>【間部委員】 分筆によって枝番がたくさんできて複雑になるというのは分かりますが、もう少し「住所の混乱が著しい」という現象がどういうことなのかを教えてくださいませんか。</p> <p>【事務局】 状況としましては、お隣同士でも番地が飛んでいるところはかなりございますので、地域にお住まいの方はお隣が何番地かある程度の範囲まではわかると思いますが、緊急車両の到達の遅れや郵便物の誤配等が起こる可能性の高い、住所が分かりづらくなっている地域ということです。</p> <p>【日並委員】 この地域には、同じ地主の土地を建売したからか、同じ番地、同じ枝番の住所が数十件あるところもあります。ですので、ずっと探し回らなくてはならないのです。また、住居表示が実施されれば、電柱などに街区表示板が設置されますが、それもないために、私の叔父が訪ねてきた際、私の家にたどり着くまでに非常に</p>
--	--

	<p>苦労しました。</p> <p>新町名に関して付け加えますと、昔から住んでいる方は「和泉」という地名に相当執着があります。この地域には他にも、「大丸」「立場」「銭亀」といった古からの地名がありますが、特に「和泉」が住居表示によって消えることが、一番我慢できないことなのです。従って、「和泉中央」という名称を新町名にすることについては、地域の方から反対意見はありませんでした。</p> <p>【稲葉会長】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいでしょうか。他に御質問や御意見がございませんようでしたら、事務局から提案のあった実施案を答申として市長に報告するという事でよろしいですか。</p> <p>(委員からの異議の声なし)</p> <p>ありがとうございます。以上で泉区和泉町第三次地区における住居表示の実施についての審議は終了いたします。</p> <p>それでは、事務局からその他何かありましたら説明をお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>本日の答申の内容につきましては、市長に報告するとともに、会議録を横浜市のホームページに掲載いたします。なお、会議録の作成につきましては、会長に御信任いただくということで、よろしいでしょうか。</p> <p>【稲葉会長】</p> <p>それでは以上をもちまして、平成25年度横浜市住居表示審議会を終了させていただきます。皆様の御協力に感謝いたします。ありがとうございました。</p>
<p>資料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>泉区和泉町 第三次地区における住居表示の実施について</p> <p>資料1 泉区和泉町 住居表示の概要</p> <p>別図1 泉区和泉町 住居表示計画図</p> <p>資料2 泉区和泉町 第三次地区の概要</p> <p>別図2 泉区和泉町第三次地区 新町界・新町名案</p> <p>別紙1 泉区和泉町 住居表示の今後の検討について</p> <p>別紙2 第三次地区から第六次地区までの新町名に係るアンケート実施について</p> <p>別紙4 泉区和泉町第三次地区から第六次地区の実施内容に関するアンケート</p> <p>別紙5 第三次地区の住居表示実施に係る地元説明会の開催について</p> <p>別紙6 泉区和泉町住居表示第三次地区地元説明会開催チラシ</p>